

平成 29 年 3 月 14 日

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型認知症対応型共同生活介護
地域密着型認知症対応型通所介護
地域密着型小規模多機能型居宅介護
地域密着型通所介護

各管理者 様

江戸川区福祉部介護保険課長
永塚 正佳
(公印省略)

河川・砂防情報等に関して理解を深めていただくための説明会の開催について（依頼）

日頃より、江戸川区の介護保険事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、平成 28 年 8 月 31 日に岩手県岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第 10 号に伴う豪雨等による水害により、入居者 9 人が亡くなる被害がありました。

このことを受けて、東京都、国土交通省、厚生労働省が連携を図り、水害・土砂災害時に逃げ遅れゼロを目指し適切な避難行動がとれるよう要配慮者利用施設を管理する皆様に対し、あらためて河川・砂防情報等に関して理解を深めていただく説明会を開催するとの連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、東京都からの別紙通知をご確認のうえ、その指示に従い東京都の担当部署に直接期限までにメールでご回答ください。

回答先は江戸川区ではありません

記

1 回答期限 平成 29 年 3 月 24 日（金）

2 東京都の参考ホームページ

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kasenbu0028.html>

3 東京都の問い合わせ先

説明会・浸水区域等 建設局河川部防災課 電話 03 - 5320 - 5164

土砂災害警戒区域等 建設局河川部計画課 電話 03 - 5320 - 5394

江戸川区福祉部介護保険課指導係
電話 03 - 5662 - 0892

要配慮者利用施設の管理者の皆様へお知らせ

平成28年8月の台風10号による豪雨により、岩手県の小本川が氾濫し、岩泉町の高齢者施設において多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生しました。

このことを受け、東京都、国土交通省、厚生労働省は連携を図り、水害・土砂災害時に逃げ遅れゼロを目指し適切な避難行動がとれるよう要配慮者利用施設を管理する皆様に対し、あらためて河川・砂防情報等に関して理解を深めていただくための説明会を開催することといたしました。

要配慮者利用施設の管理者の皆様には、以下について対応をお願いいたします

(1) ホームページに掲載される資料の内容をよく確認する

- 河川・砂防の災害情報等に関する理解を深めていただくための資料をホームページにて掲載いたしました

ホームページ：<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kasenbu0028.html>

《平成29年3月9日（木）から掲載開始》

(2) 資料内容を踏まえ災害に備える

- 資料を熟読いただき、内容の趣旨を踏まえて水害・土砂災害について

十分な備えをお願いいたします

(3) 説明会について

- 資料の内容を理解し対応を進めていただければ、説明会へ参加する必要はありませんが、資料を見たが不明な点がある、内容を確認したい、またあらためて説明を受けたい等とお考えの管理者の皆様に説明会を開催します。

日 時：平成29年5月8日（月）、5月9日（火）

会 場：都庁第一本庁舎5階大会議場（新宿区西新宿2-8-1）

- ※1 会場の都合上、出席は1施設あたり1名とします
- ※2 詳細日時については出席状況に応じて3月30日（木）（予定）にホームページにアップいたしますので各自ご確認のうえ当日ご参加下さい

説明会の出欠をご判断いただき「(4) 管理している施設が以下に該当するかを確認する」へお進みください

(4) 管理している施設が以下に該当するかを確認する

確認していただくための資料をホームページにて掲載いたします

ホームページ：<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kasenbu0028.html>

- 施設は洪水被害のおそれのある地域に立地していますか

ホームページにアップされる浸水予想区域図^{※1}、浸水想定区域図^{※2}を確認し、管理する施設が着色された区域に含まれるかの確認をお願いします

※1 浸水予想区域図…河川の氾濫、マンホール等から溢れる水を考慮

※2 浸水想定区域図…河川の氾濫のみを考慮

- 施設は土砂災害のおそれのある地域に立地していますか

ホームページにアップされる土砂災害警戒区域等マップ（土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所）を確認し、管理する施設が危険箇所として着色された区域に含まれるかの確認をお願いします

- 水害時、土砂災害時の避難に関する計画を作成していますか

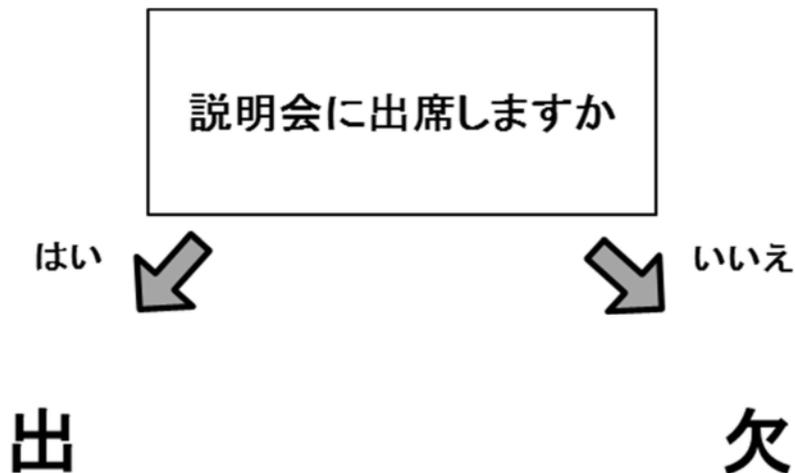
説明会への出欠を判断し、上記3項目についてご確認いただきましたら、

次の「(5) メールを送信する」へお進みください

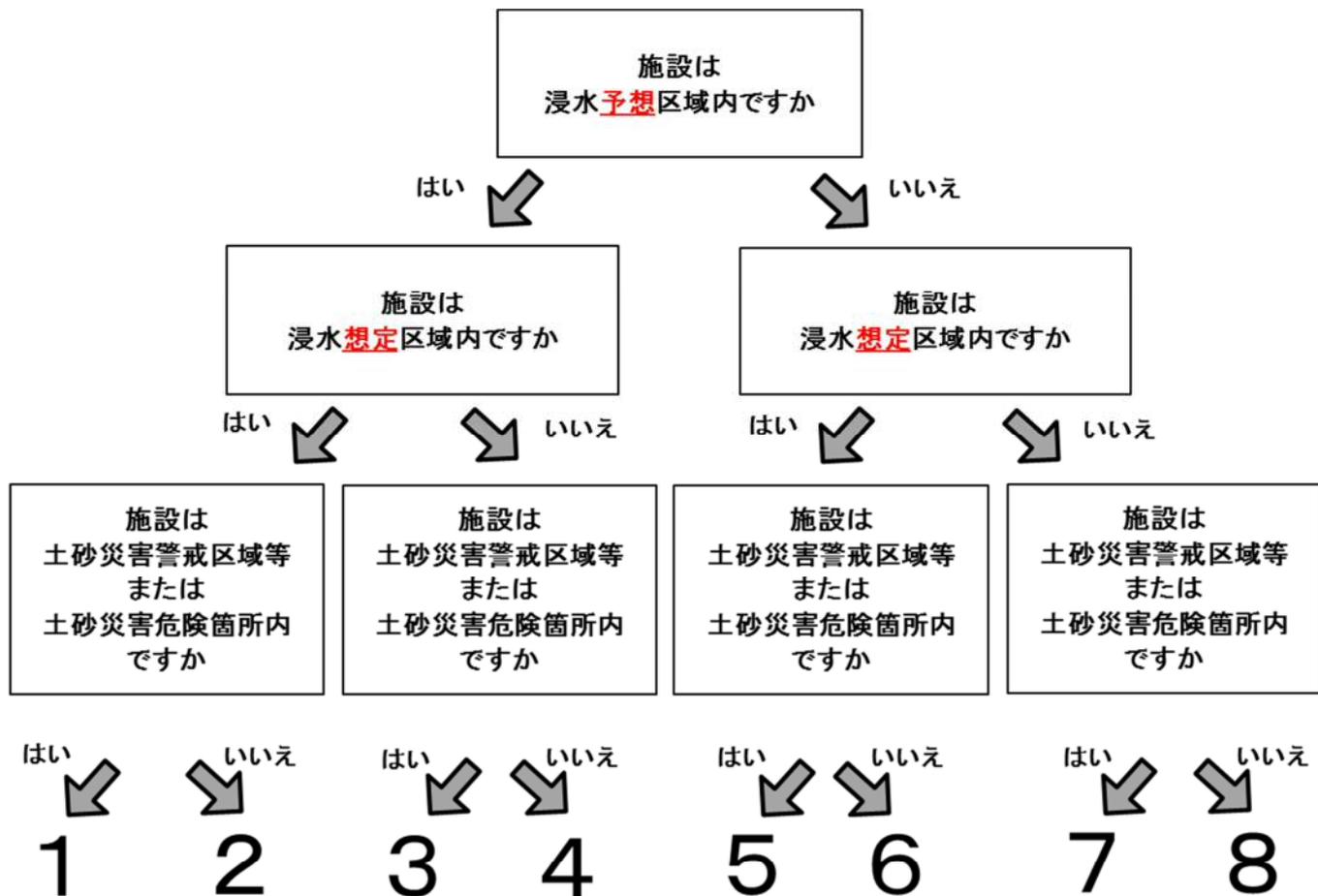
(5) メールを送信する

下記のフローによりメールの送信をお願いします

STEP-1 説明会の出欠



STEP-2 施設が該当区域内に立地しているかの確認



【メールの宛先】：S0000386@section.metro.tokyo.jp

【メールの件名】：区市町村名 説明会の出欠 1～8

～区、～市
まで入力

全角スペース

STEP-1 より
出 or 欠
と入力

全角スペース

STEP-2 より
数字選択（全角）

※メールの件名は必ず入れて下さい!!

メールの件名の例1 新宿区 出 4

メールの件名の例2 立川市 欠 6

※説明会を欠席し、かつ上記「8」に該当する管理者の皆様
はメールを送信する必要はありません

【メールの本文】：施設種別 施設名称 避難に関する計画の有無

別表施設種別より
選択

全角スペース

計画有 または
計画無 と入力

メールの本文の例 〇〇ホーム 計画有

【メールの提出期限】：平成29年3月24日（金）17時まで

（送付例）オレンジ枠内は必ず記入願います！！

The screenshot shows an email composition window with the following fields and content:

- 宛先...: S0000386@section.metro.tokyo.jp
- CC(C)...: (empty)
- 件名(U): 新宿区_出_1
- Body text: 養護老人ホーム_〇〇の里_計画有
- Bottom text: *****
施設の署名 等

別表 施設種別

カテゴリ	サービス・施設名（厚生労働省白書より）
老人福祉施設等	通所介護
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設
	看護小規模多機能型居宅介護
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	養護老人ホーム
軽費老人ホーム	
有料老人ホーム	有料老人ホーム
障害者支援施設	障害者支援施設
障害福祉サービス事業	療養介護事業所
	生活介護事業所
	短期入所事業所
	自立訓練事業所
	就労移行支援事業所
	共同生活援助事業所
児童福祉施設	障害児入所施設
障害児通所支援事業	児童発達支援事業所
	医療型児童発達支援事業所
	放課後等デイサービス
児童福祉施設	児童発達支援センター
保護施設	救護施設
	更正施設
	授産施設
	宿泊提供施設
児童福祉施設	助産施設
	乳児院
	母子生活支援事業
	保育所
	幼保連携型認定こども園
	児童厚生施設（児童館・児童センター）
	児童養護施設
	情緒障害児短期治療施設
	児童自立支援施設
	家庭的保育事業所
	小規模保育事業所
	事業所内保育事業所
	児童相談所一時保護施設
	婦人相談所一時保護施設
	認可外保育所
自立援助ホーム	
保護施設	婦人保護施設
児童福祉施設	放課後児童クラブ

(6) 説明会当日に持参するもの

- 説明会当日は、ホームページから説明会資料をプリントアウトしたものを持参のうえご参加下さい。当日、資料配布は致しません
- 当日、出席票（別紙）に記入の上お持ちください

ホームページ : <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kasenbu0028.html>